

第 1 2 回

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

日 時 令和 6 年 8 月 2 9 日（木） 自 午前 1 0 時 0 0 分
至 午前 1 1 時 5 4 分

場 所 法務省 2 0 階 第 1 会議室

倉吉座長 それでは、定刻となりましたのでこれより第１２回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会を開催いたします。今日は野見山構成員が台風の関係でリモート参加です。最初に、事務局から本日の資料について御説明願います。

中島企画調整官 第１２回検討会の資料は、資料１及び資料２となっております。

資料１は、前回第１１回検討会までの御議論を踏まえた報告書案となっております。３月に取りまとめていただきました中間取りまとめに新たに加筆する形で作成をしております。

表紙をおめくりいただいて目次を御覧いただきますと、「５．保護司の安全確保」を追加しております。

次に、２ページ、「Ⅰ 保護司・保護司制度を取り巻く現状」部分については、最後に「なお、このような中」としまして大津事案を加筆しております。

次に、３ページ、「Ⅱ 課題事項」部分についても、大津事案を踏まえて、五つ目の課題事項として保護司の安全確保を追加しております。

次に、４ページ以降の「Ⅲ 課題事項に関する検討結果」のうち、特に現状認識部分については、検討会が主語になる部分、国が主語になる部分について、全体的に書きぶりの整理を行いまして平仄をそろえております。これに加えて、「１．推薦・委嘱の手順、年齢条件」部分について、７ページでございますが、（３）については山元構成員、小西構成員、川出構成員等の御意見を踏まえまして、ＢＢＳ会員を加筆しております。

また、８ページ、（１１）については、更に議論すべき論点としての家族への支援を大津事案も踏まえまして、新たに加筆しております。

次に、９ページ、（１３）については、保護観察所が保護司適任者の確保に積極的に関与することについて、保護司法第３条の見直しを検討する旨を新たに加筆しております。次に、（１５）については、今福代表からのヒアリングを踏まえ、外国にルーツを持つ者への対応を新たに加筆しております。

次に、１０ページ、「２．職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化」部分の現状認識において、犯罪被害者関係を新たに加筆しております。

次に、１５ページ、（１０）については、藤本保護司からのヒアリングなどを踏まえまして、複数の保護観察官がチームを組んで地区を担当するなど、組織体制を見直し、強化することで保護司活動の負担軽減を図ること、保護観察官と保護司の適切な協働態勢を構築していく旨の修正をしております。

次に、１６ページ、（１２）については、和氣さんからのヒアリングを踏まえまして、犯

罪被害者関係について新たに加筆しております。

次に、「３．待遇、活動環境」部分について、２２ページ、（１）の報酬制の導入についての結論について、横田構成員からの、報酬制の導入は適切ではないと書き切っているのはインパクトが強いのではないかと御意見を踏まえまして、報酬制の導入はなじまないとしております。

次に、２３ページから２４ページにかけまして、（２）、（３）、（７）、（８）、（９）につきましては、それぞれ小西構成員、今福代表等の御意見を踏まえ、加筆をしております。

次に、２４ページ、（１３）については、保護観察所がその責務としてしっかりと保護司会を支えていくということについて、保護司法の見直しを検討する旨を新たに加筆しております。

次に、２５ページ、（１８）については、従業員である保護司が長く継続できるようにするとともに、保護司の社会的認知度の向上という観点から、従業員である保護司を雇用する企業への配慮について、新たに加筆しております。次に、（１９）については、今福代表によるヒアリングを踏まえ、女性保護司の増加やその対応について新たに加筆しております。

次に、２６ページ、（２０）については、山元構成員の御意見を踏まえ、学校との連携について更に加筆しております。次に、（２１）については、山元構成員や清永構成員などの御意見を踏まえ、保護司の社会的認知度の向上について新たに加筆しております。次に、（２３）については、国際更生保護ボランティアの日の創設を踏まえた加筆をしております。

次に、２７ページ、（２４）については、当初の（１８）を移動したのとなっております。

次に、３１ページから３２ページ、「４．保護司の使命」部分については、（４）、（７）、（１０）は、いずれも再掲の内容となっております。

次に、３３ページ、（１３）については、報酬制の導入も含め、新たに保護司に迎え入れていく在り方について今後も定期的に検証していく必要があるといった横田構成員や宮川構成員の御意見を踏まえ、新たに加筆しております。閣議決定や大きな事案といった他律的な要因がなくとも、時代の変化を踏まえた在り方について自律的に検討を行っていくというものです。なお、少なくとも５年ごとにとあるのは、再犯防止推進法第７条第６項を引用しております。

次に、３４ページ、「５．保護司の安全確保」部分の現状認識及び現状における補償制度については、井上構成員の御意見を踏まえた修正としております。

次に、36ページから37ページ、（１）及び（３）については、柳川構成員の御意見を踏まえた加筆としております。次に、（４）については、倉吉座長と杉本構成員の御意見を踏まえ、保護観察官や保護司が専門家の知見を得られるよう、保護観察所は関係機関等との連携確保に努めるとしております。次に、（６）については、家族の理解が重要であるとの全ての構成員の皆様の御意見を踏まえ、再掲しております。

次に、38ページ、（９）については、小西構成員、川出構成員、杉本構成員、柳川構成員の御意見を踏まえまして、一律にルールを設けることは、むしろ保護司による面接に支障が生じるおそれがあることから、保護司の選択肢を柔軟に増やしていくことについて加筆しております。

次に、39ページ、（13）については、構成員の皆様からの重ねての御意見を踏まえ、地区担当官である保護観察官が臨機応変に対応することができるようにするため、更生保護官署職員の配置の最適化や保護観察官の増員について、新たに加筆しております。

最後に、41ページと44ページ、「参考2 検討会スケジュール」及び「参考3 保護司関係法規」部分について必要な加筆を行っております。

次に、資料2は構成員資料となっております、山元構成員資料及び宮川構成員資料となっております。

また、次々回のスケジュールでございますが、10月3日木曜日に第14回検討会を開催し、その流れで同日中に倉吉座長以下、構成員の皆様から法務大臣に対して報告書を手交していただきたいと思いますと考えております。報告書の手交に際して、全国保護司連盟の谷垣理事長にも同席いただきたいと思いますと考えております。構成員の皆様の当日の御出席の可否については、別途伺いすることとしております。

事務局からは以上でございます。

倉吉座長 ありがとうございます。

それでは、構成員から事前に意見を頂戴しておりますので、順次御発言いただきたいと思います。

山元構成員 山元です。よろしくお願いいたします。私からは、ほとんどもう今まで報告書の中に盛り込まれているんですが、あえてまた強調したいことや申し上げたいことについて再掲させていただいています。

まず最初に、持続可能な保護司を検討していく上で、社会全体で包摂する、これは報告書にも入ったんですが、やはり社会全体で見守っていくという、そういう雰囲気というか風と

いうか、そういったものが非常に大事なのかなと。保護司だけではどうしても限界があるので、このように社会全体で包摂するような雰囲気というんですかね、そこら辺のニュアンスというのは非常に言葉で申し上げにくいんですが、「風（かぜ）」というか、そういったところの国民全体の体制が出来上がっていけばいいと思います。それが1番目です。

それから2番目は、社会を明るくする運動の強調月間のことなんですけれども、現在一応社会を明るくする運動は通年で行われることになっていて、主に7月が強調月間になっています。今年も社会を明るくする運動を経験して感じたことなんですけど、近年非常に酷暑というか、あるいは豪雨、そういったところで7月の開催というのが非常に大変になってきている。特に屋外で何か催物をするということが非常に難しくなっています。パレードとか屋外での夏市とか、屋外での社会を明るくする運動が行われているんですが、そこで、7月の強調月間をずらすことも一つ、考えていくべきではないかなと思っています。ただ、反面、7月というのは比較的、学校が夏休みに入ったり、それから一応、会社の人事とかいろいろなことも、5・6月に総会なんかも行われて落ち着く時期なので、そこで7月ということもあったと思うんですけれども、今後は通年を通じて社会を明るくする運動を実施できるような体制も必要になってくるのではないかなと思っています。

それから、3番目に作文コンテストのことなんですけど、これは今、豊島区保護司会で実際に行われていることで、必ず小中学生を対象として、「命」とか、「社会を明るくするには」とか、あるいは「犯罪のない社会にするには」ということで、作文を募って、応募してもらって、豊島区内でいうと1,500から2,000作品、毎年上がってきています。それだけの小中学生がこういったテーマについて考えていただいているというところで、その意義というのは大変大きいのかなというところです。

それで、表彰式を社会を明るくする運動の中で行っているんですが、受賞者が大変喜ぶというか、やはり受賞した方にとっては一生に一度のことですし、思い出にも残る、また、家族の方も祝福してくれたり、学校の先生も祝福してくれたりしているんですね。全国レベルでもこういった表彰式が行われているんですが、例えば、ここに書かせていただいたように、その模様とかがNHKでテレビ放送されたりするといいのかなというように思っております。特に、受賞者に作文を読んでもらうことによって、更にその作文に、何と言ったらいいんですかね、魂が入るというか、作文が生き生きとしたものになって、毎回聞いている方は非常に感動しているというところもありますので、そういったことも何か考えていったらいいのかなと思っています。

それから、もう一つ、4番目が、民間の法人とか団体による面接場所の確保というのも考えていくべきではないかなと思っております。地方公共団体の協力を得て公民館なども借りられることになっていくことは非常に大事なことで、推進していただきたいと思うんですが、その反面、地元から反対運動とかが起きる可能性もある。そういった場合には、やはり民間法人とか団体、そういったところのセキュリティが確保されている会議室とか、入口にカメラが置いてあったりとかすることによって、一定のセキュリティレベルも確保されますし、また、いろいろ守秘義務も確保されるというところもあって、そういった民間法人、団体というところも一つ、視野に入れていくべきではないかなと思っております。

それと、5番は蛇足なんですが、保護司になるに当たって、いきなり保護司ということでお願いすると断られてしまうこともあるものですから、できれば登録制度とか予備登録制度とかそういったものを作って、例えば雑誌を送ったり、いろいろつながっていくことによって、将来保護司になっていただく道というのを作っておくのも一つかなと思っています。

私からは以上です。

倉吉座長 ありがとうございます。今の作文コンテストは余り報道されていないですか。社会を明るくする運動の中で、されていないのですか。

山元構成員 豊島区では自治体の広報誌に特集号として出してもらっています。

清永構成員 私、人権作文コンテストの審査員をやっているんです。人権作文コンテストはNHK賞というのもあって、それと、ほぼ各地のローカルニュースで、大きい賞を取ったら報道されております。難しいのは、一都六県の中学生的の場合、ローカルニュースが首都圏になって大きいので、取り上げにくくなってしまう、首都圏や近畿圏以外の地域の方がむしろ取り上げやすくなるということは確かにありますね。

ただ、難しいのは、人権作文コンテストもある上、さらにほかの法務省の作文コンテストもその都度NHKで取り上げるとなると、何か作文コンテストの表彰ばかりになってしまいます。私もついおとしまで四国の松山放送局で取材統括をしていたので、こうした事例は地域のニュースでできるだけ取り上げていました。特に町村部の子供が受賞したときとかは、できるだけ紹介していました。今後でもできるだけ努力します。

倉吉座長 どうもありがとうございます。むしろこちらの広報活動の在り方の問題かもしれませんね。考えていい問題だと思いました。

それから、最後に言われた予備登録制度というのは、事前に声をかけて、そういうシステムとしてやっていこうではないかという感じですかね。

山元構成員 そうですね、いろいろ考えられるんですが、例えば広報紙なんかを定期的に送ったりとかすることによって、その方とつながっていることができるかと思いますので、そういう形で何かしらのつながりがあった方がいいのかなというところですね。何かのきっかけで保護司になっていただければ、更にいいんですけども、まずはゆるく。

倉吉座長 そういう意味ですね。分かりました。ありがとうございました。

それでは、宮川構成員、お願いします。

宮川構成員 大きな趣旨としては今、山元構成員が言ったみたいに、やはり社会全体でどれだけ幅広くこの活動をやっていくかというか、そういう仕組みにしていけるかということが、今後より重要なのではないかなと思っています。

ざっくり書いているんですけども、やはり保護司とか更生保護の歴史が長くて、その人たちがやってきた分、特化しているといえば特化しているというか、その範囲内のことになってしまっている部分が多いのではないかなという感覚です。なので、都会の方ではもちろん違うかもしれないですけども、やはり地元の方とか四国なんかで見ていると、その人たちのグループはあるんですけども、そこからどこもつながっていないか、つながってはいても余り密接ではないという感じがしているんです。保護司が孤立化していくと、だんだん意味がなくて、対象者が社会に戻らなければならないときに、保護司自体が社会と隔離してしまっていたら、そもそも戻り方が分からないというか、戻れない仕組みになってしまうので、もっと幅広くなだらかな関係性で社会に戻っていくような仕組みを作っていくべきなんじゃないかなと思っています。

多様性の世の中と言われながら、何か現実的には本当に多様性というよりも、おのおのが好き勝手なことをしているのを、勝手にやったらいいんじゃないかみたいな雰囲気があって、興味はないけれども文句は言わないよみたいな状態が今、多様性の誤解されている部分みたいなところもあるんじゃないかなという感覚があって、もっと更生保護とかそういうところも認めてもらいながら、ちょっと言い方は分からないんですけども、形になればなとは思っています。

山元構成員のこれまでの意見にもあったみたいに、様々な法人であったり団体であったり、多種多様なグループが保護司会の周りにあって、もっともっとサポートできるグループがあってという形というのができていくといいと思いますし、今言われたみたいに、未来の保護司に対する候補生としても、そこら辺の人たちがゆるくつながっていくことで、増えていくのではないかなと思っています。

前にアンケートもあったと思うんですけども、保護司になる人の職種が変わってきているところもあって、イメージはやはり昔は商人の方というか、商いをされている方がもっと多かったようなイメージもあるんです。その中で、そういう人たちというのは結局、商売人ですので、商売の感覚というのもあるし、周辺に対するつながり方というの、商売人としてのつながり方があります。ちょっとそこは、僕も田舎の商売人なので、いわゆる神職の方であつたりとか、教職の方であつたりとか、公務員の方である方との感覚の差というのは当然あるのを感じています。よい悪いはまた別として、そういう方たちが減っているのも、現状、社会的な経済活動の状況で難しいのかもしれないですけども、やはりそういう人たちが減っていくのではなくて、本当に保護司になる側というのいろいろな人がなっていくような環境にならなければなと思っています。それが社会と乖離しない更生保護の集団であつて、対象者がゆるく社会に戻っていくことができる道かなと思っています。

四国でも、また復活したんですけども、月1回ぐらい四国の代表者会が集まってする会で、前回やっていたときに、どこの方か忘れたんですが、もう何回も何回も使命や何やいうて検討会して、やることは決まるとんやから、何ですんという質問を受けたことがあるんですけども、もちろん使命は変わらないということは分かっているし、やらなければいけないことは分かっているんですけども、もう今実際生まれてきている子供たちがICTがあふれた世界に、社会に生きてきていたりとか、エリアを越えたことが普通という中で生まれてきた子たちなので、ネイティブなその子たちに対応していくためには、やはり保護司としての使命を変えないためにどう変えていくかというところを今後また検討していかなければならないかなと思っていますので、さっきも最後に意見を付けていただいて有り難かったんですが、やはり5年なら5年ごとに柔軟に検討していくという形というのが必要なのかなと思いますので、可能だったら僕らも最後に5年後に検討してもらいたいことリストというのを作って残しておけば、5年先の皆さんに伝えられるのかなと思いますので、またよろしくお願いします。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございます。今のお話はこれまでも何回も出て、インナーサークル化しないようにしようという声が皆さんの中でも随分出ていましたけれども、どうですか、今の意見を聞いて発言したいこと等はありませんか。

どうぞ、井上構成員。

井上構成員 山元構成員と宮川構成員のお話をお伺いし、私も今日発言しようと思っていたこ

との一つがこの使命の話です。28ページの「保護司の使命」の第1条には「保護司は、社会奉仕の精神をもって」と書いてあります。今日までの12回の会議で保護司の皆さんの発言をお聞きしたり、自分なりに考え、この「社会奉仕の精神をもって」というのは、本当にそうなんだろうかという疑問が出てきました。

というのは、「社会奉仕の精神をもって」というと、何か外から持ってきた、付け加えられた要素のように受け取れるんですけども、本当は社会奉仕の精神というのはもともとそれぞれの人が持っているものではないかと思います。例えば、道で人が転んでいるときにすぐ助ける人、「心配だ」とは思いながらも通り過ぎる人というように、いろいろな行動パターンがあると思うのですけれども、それは精神の出方の違いであって、時間も積極的な精神もある人はすぐ助けられるし、会社まですぐ行かなければいけないという人はそのまま行かなければいけない、でも、心の中では「誰かを助けたい」という気持ちは多かれ少なかれあるのではないかと思います。

例えば、私もいろいろな人を見ている中で、物すごくお金を稼いだ人が、それを全部自分のために使っているかという、ウォーレンバフェットとか、ウォーレンバフェットとか、他の富豪の方々もそうですけれども、いろいろな理由はあるにせよ、多くの方が社会のためにそれを還元していると思います。私は義務感だとか、外からそうすべきだとかいう、そういう考えではないのではないかと思います。私はEBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）に基づいて発言するという原則で今まで発言してきましたが、これに関しては全くEBPMではないんですけれども、何かせざるを得ない、自分はやはりこれだけ稼がせてもらったというか、お金をもらったことに対して何かをしなければいけないという、マストの精神ではなかろうかと思います。これには全く裏付けはないんですけれども、そういうふうに今、考え始めています。

これは非常に性善説的な考え方なんですけれども、自分のためだけにやっていることが本当に幸せなんですか、何のために生きているんですかという問いを突き付けられたときに、多くの書物や人の発言からわかることは、人のためにやることが生きている理由なんですという方が結構いらっしゃるということです。そのことを発言に落とせるか、自覚できるかは別として、私はそれは結構な真実ではないのか、一部のだけではなくて、多くの人の持っている真実ではないのかというふうに勝手に考えているところがあります。そういう考え方を前提にすると、今日お二人がおっしゃった、社会全体にこの制度というか、保護司の方の活動を理解してもらう必要があるというご意見を解決するための具体的な方法として、この

活動は別に人のためにやっているのではなくて、自分が何のために生きているのかということの一つ、それを形にしたものであることを説明したらどうかと思います。そのことを、この条文に書き加えられるかどうかは別として、もうちょっとかみ砕いた形でどこかに書いて、更にそれをPRするというので、それをもって外の人、関心のない人に訴えかけていくということができないかと思います。外の人に訴えかける材料がちょっと足りない感じがしますので、そのあたりはまさに研究していただいて、法務省の方でも研究所があるので、私の申し上げた性善説がもしある程度真実だということが証明できれば、データに基づいた形で表していただいて、それをもって社会に訴えかけていく、ツールの話になりましたけれども、そういう材料をもって訴えたらどうかと思います。

まとめますと、この1行目の「社会奉仕の精神をもって」というところは、外からもってくるような受け取り方になりがちだとは思いますが、もともと持っているものを出してというふうにも捉えられるので、条文まで変えなければいけないとは思っていませんけれども、文章を読む限りこのあたりの説明が詳しく書かれていないので、外からもってくるものといった取られ方をしても仕方がないのではないかと思います。上から5行目の、「社会奉仕の精神に基づくものであるという、その本質的特徴」というところも、私が今申し上げたようなことは余り書かれていないので。ただ、下から2段落目の、「高度に発達した資本主義経済社会によって利他の精神や人間愛」という部分、このあたりはちょっとそれに関係する言葉が書いてあるのかなというふうに思います。このあたりを何らかの形で膨らませることができるのか、それとも次の段階、この検討会が終わった後の段階で研究していただき、それを文章化していただいて、それをもって社会に訴えるのか、その辺はお任せしたいと思いますけれども、そのあたりの部分が抜けている感じがしましたので、発言させていただきました。

以上です。

倉吉座長 なるほど、ありがとうございました。確かに第2段落のところをちょっと膨らませるとか、それから、下から2番目の段落のところのやつを上の方に持ってくるとか、何かちょっと一工夫しただけでも変わるかもしれませんね。余りお題目みたいになるとよくないとは思いますが、ちょっと考える価値がありそうですね。どうもありがとうございました。

ほかにいかがですか。

横田構成員 宮川構成員が途中で、商売の方が過去は多かったけれども、バックグラウンドの構成も変わってきているんじゃないかというふうにおっしゃっていた点、興味を引かれた

なので伺います。要はコミュニケーション力というところが、保護司会側の構成、保護司の方々も過去より変わってきているのではないかということをおっしゃっていたんでしょうか。私はこれまで篤志家から単純に変化してきたぐらいにしか思っていなかったんだけど、確かに職業的なバックグラウンドによって皆さんが持っているスキルも変わってきているのかな、なんていうふうに思ったので、何かそれに伴って、研修の中身を変えた方がいいのか、あるいは留意しながら何かを付け加えた方がいいということなのか、もうちょっと伺いしたいと思った次第です。

宮川構成員 僕もイメージなので、明確ではないんですけども、説明が難しいですが、保護司をやっている方が商売人とそれ以外の、例えば元教師、公務員、警察官、神父とかの方とかなると、そもそもの発想が違うような気はするんです。公務員とかの方を含めて、そもそも、商売人よりもそういうことをしてきた方だし、その世界で生きた方という考え方があるんですけども、言い方は悪いですが、商売人はそもそも、もうけの話と言うとあれですけれども、感覚がもともと公務員の方と話す違うなというのは感じているんですが、それを明確に文字にしづらいんですけども。

横田構成員 そういう意味で言うと、これまで構成の中で、男女とか年齢とかいうバランスの話ばかり出てきていたけれども、何かの職業に偏り過ぎるのも、もしかしたらバランスを欠いたものになるかもしれないという理解でもいいですか。

宮川構成員 候補としてよく出てくるのが、定年退職を迎えた公務員の方、教職の方であったり警察官の方というのが出てくるのは当然いいし、いいんですけども、そうではない民間の、いわゆるおっちゃん、おばちゃんとかという存在の人たちというのもいないことには、やはりそういう社会に戻りにくくなるのではないかという、ふわっとした懸念です。

横田構成員 すごく大事だと思いました。何かやはりお願いしやすい人に偏ってしまうと、その構成も偏ってしまうみたいなのところがあるので、どうやってバランス取るのかというのはすごく難しいですし、頼れる方に頼るというのも大事だけれども、それだけでいいのかというのはすごく大事な懸念の気もします。

倉吉座長 なるほど、碎けて言うと、真面目過ぎるとか、固過ぎるとか、ちょっと取っ付きにくいとか、そんな人ばかり集まるとよくないよねと、そういう感覚ですかね。

宮川構成員 そういうのもあるし、いわゆるきれい過ぎると言うと言い方は悪いんですけど。

倉吉座長 今の点、どうですか、もうちょっと何か付け加えたいというようなことはありませんか。今までも何度も議論してきたけれども。

柳川構成員、お願いします。

柳川構成員 この問題は本当に、いつの時代でもずっと議論してきた、どの職種がいいのか悪いのかは別問題として、実は昨日、神奈川で保護司選考会があって、こんな時代だったけれども43名の方が新任の保護司の委嘱を受ける予定となりました。最近のところ、県連の会長を6年やっていて、介護施設とかそういう人たちが、自分たちが介護をして人を見ているので、別の形でそういった罪を犯した人を見てみたいというふうな形で、今回は、介護職関係の人が約4名出ました。今まで、私が平成元年のときに神奈川の会長をやったときには1名ぐらいだったんだけど、だんだんそういう介護職とか、人を見る人たちが、別の目で、やはり罪を犯した人を見てみようかなという、そういうちょっと神奈川は傾向が出てきましたね。

あともう一つは、どこの保護司会でも、神奈川は45の保護司会があるんだけど、何年に1人でもいいから30代から40代の人を発掘しようとしています。そうしたら昨日もやはり39歳の人が1名出て、40代もやはり4、5名出てきました。やはりそういった、難しいんだけど、公的な仕事をしてきた方が再任用で2年、2年やると64年で、65になってまた再々任用すると、やはりいつも話したように66歳の壁があったりなんかして、それが少しずつ形を変えていけば、比較的バランス的なものはとれていくのかなと。当然、教職の方や警察のOBの方、あるいは地方自治体の職員のOBの方も、最近はかなりの数で増えてきました。特に地方自治体は、市区町村によると、市長さんが、退任したらこういう仕事をやってみないかと言ってくれる首長さんもいますので、だから、いろいろな感じでバランスをどうやってとるかは、その地域性にもよるし、あるいは首長やその保護司会の体制にもよるんだけど、どうやってバランスをとってみんなとコミュニケーションをとっていくというのは、やはりみんなでちゃんとしっかり考えていけば、決して保護司の対策として、見つからない見つからないと言うだけではなくて、手を伸ばせばいろいろな方法で出てくるのかなと思っています。

倉吉座長 柳川構成員は、前もたしか40代ぐらいの人は必ず3人ぐらい入れるんだということをおっしゃっていましたよね。それは世代だけの話ではなくて、今言った職種なんかでも、そういう40代の人だったら公務員を辞めた人ではないわけだから、いろいろな人が入ってくるという、それはやっぱ大事なんでしょうね、今言われたように。

柳川構成員 本当に驚くことに、介護施設で働いて多分大変なのに、本当に保護司さんでできるのかなというんだけど、やはり本人と地区会長さんが面談すると、同じ気持ちで接した

いという、さっきの井上構成員の話ではないけれども、性善説ではないんだけど、人のために何ができるかという心を持っている人は年齢は関係ないと思うね。だから、やはり時代の流れで、これだけ社会の中で更生保護施設が増えてきたので、それも一つの流れかなと、ちょっと何人かで話し合ったんですけども。

倉吉座長 ありがとうございます。今の点、保護司の構成員の方は何か感じることはありませんか。

野見山構成員、保護司会に多様な人がいた方がいいとか、そういった関係で何かありますか。

野見山構成員 結局なかなか保護司になってももらえない、声をかけてもなってもらえないということで、皆やめていかれる方は、自分の子供さんを保護司にして、いかれている例がすごく今多くなっているんです。ジュニアが多くなっているんですね。だから、すごくお若いんです。皆さん40代の方で、どういう人かなというのはちょっと分からないままなんです。人探しのためにいろいろな活動に入って、この人ならという人を今探しているというか、ターゲットを絞ってアプローチはしているんですけども、なかなかできないんですけども、今話を聞いていると、やはりそういった、何というんですか、アプローチの仕方を少し変えてみたらいいかもしれないなというようなことを今、お話を聞いて思っています。

倉吉座長 どうもありがとうございます。別に論点を絞るつもりはありませんが、ほかに皆さんからありますか。

柳川構成員 最近の傾向として、以前は教職の方が結構多かったんですけども、教員不足で校長先生がまた担任に戻ったり、再々任用で。だから学校長になった人ということは百戦錬磨の経験をしているので、いい人だな、候補者でいいなと思ったら、再任用の次の再々任用で66まで学校の先生を現役でやっているんですね。教育事務所とかそういうところに、以前は校長先生なんかは横滑りで行っていたんですけども、逆に現場に戻りなさいと、そういう傾向が多いんですね。いかに教員不足が深刻かというのは、先々週も自分なんかの地区会で、中学生を含めて、校長先生と生単と小学校の校長先生も含めて、本当の地区の座談会でざくばらんに言うと、要するに教師を辞めたくても辞められないんだよと、辞めてしまう人はどんどん辞めてしまうけれども、定年になってもう一回、現役の教職として戻ってくる。だから、最近、恐らく全国的な傾向かと思うんだけど、教職の方が保護司になってくれるのはどんどん減ってきていると思うんですね。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございました。

野見山構成員、どうぞ。

野見山構成員 社会を明るくする運動の件で、いつも毎年それに参加してきて思うんですけれども、社会を明るくする運動と更生保護と、なかなか結び付いていないような気がするんです。それで、作文コンテストもそうなんですけれども、私たちは5月の初めに校長会でお願いしますということをするんですけれども、なかなか、人権と社明といろいろあって、大変学校の方も忙しい、しかも交じり合ってしまうということがあります。いつも作文をもらくと、これは社明ではなく人権だねというようなことになってしまったりして、社会を明るくする運動ってどういうふうに説明しようかというのが今、現状なんですよね。私たち、7月の初めにみんなティッシュ配りでいろいろなところに立って、社会を明るくする運動をやっていますということをやっているんですけれども、今年はあえて私は保護司会の者ですということをしてやると、あっ、保護司会ですかと、えっ、というような反応が返ってきました、社明運動と保護司、なかなか更生保護も結び付いていないのではないかなとちょっと思いましたので、発言させていただきました。

倉吉座長 ありがとうございました。前回までも随分その点も議論されてきたところで、やはり広報活動をして周知徹底して、例えば、今日のところにも入っていますけれども、教育現場でも行って一生懸命、出前の講義をしようじゃないかなんていう話もありましたけれども、そういうことが必要なのかもしれませんね。ありがとうございました。

それでは、今日の事務局案を御覧になって、赤く書いてあるところが付け加えられたところですが、そういうところも含めて、全体についてどう思うか、あるいはその中で、ここはこういう表現にした方がいいんじゃないかとか、もっとこういうものを入れた方がいいんじゃないかとか、皆さん感想を持たれたと思うんですが、その点について御発言していただける方はありますか。

では、横田構成員お願いします。

横田構成員 もう最終回も近くなってきていますので、若干これまでの意見を繰り返す点もあるかと思うんですけれども、今回は具体的に修文の箇所も指定しながらお話しします。

大きくは、やはりデジタル化、ダイバーシティのところが私は関心分野ではあるんですけれども、まず1点目、デジタル化について、もう書いていただいているんですけれども、気になったのが、14ページ目の(2)のところですね。保護司会の業務運営に当たって業務量が増大しているという箇所があって、後段でデジタル化のことを書いているんですけれども

も、ここの書きぶりだとちょっと人手に頼ったような感覚に読み取れるような気がしていて。

例えば、一番最後の文章に、「環境の整備に向けた更なる支援の充実を図ること。」というのを、整備に向けデジタル化も含めてとか、更なる支援をとというふうに、一文入れてもいいんじゃないかと思いました。視察訪問の際結構ショックで、昭和の事務所に見えたんですよ、この紙の多さで、業務量が多い一端は、もう明らかに紙での事務作業をしていることでしかないというふうに感じました。視察先は、抜本的に変えていこうというデジタル化推進の動きで進まれているので、よかったと思いますけれども、そうでない保護司会も多数あるというふうに思います。この点は業務量が多い理由の大きな一つになっているのではないかという問題意識でございます。

次は、全般について。まず33ページの(13)で不断の見直しを今後も5年ごとに行っていくという記載を入れていただいたことを有り難く感じております。ただ、一文としてワン・オブ・ゼムにしてしまうのもちょっとなというふうに思っているのも、何らかちゃんと文章に入れ込むのか、(13)という形でいいのかは分かりませんが、もうちょっとちゃんと見直し続けるよということを強調する場所はないかなというふうに思っています。それから、各項目にちょっとずつ可能であれば付け足していただきたいというふうに思っているのも、その箇所を例示したいと思います。もしそれがかなわないのであれば、宮川構成員がおっしゃったように、会の最後に今後検討リストというのを、この取りまとめ外であってもいいとは思いますが、申し上げたいというふうに思います。

総論、これまでも申し上げたとおり、やはり今回、人数の確保という観点で、シニアの方々の年齢の上限等は確定的に断言口調の書きぶりをしていただいていますけれども、その他の若手、シニア、女性みたいなところは留意だったりとか検討だったりとかというところだとどまっているというのに、正直、とても私は不満を持っております。その留意を取れるかというのも検討はもちろんいただきたいんですけども、例えば、まずダイバーシティ関係で申し上げますと、7ページ目の(5)ですね、年齢層のバランスに留意することというふうに書いてあるんですけども、これは留意するだけでなく、データをちゃんと定期的に取り上げて管理して透明化することが重要だというふうに考えておりますので、例えば「年齢層や性別のバランスに留意する必要があり、各地の保護司の構成を定期的に開示し分析、対応すること。」とか、何かそういったことを、現状把握をマストに、要は検討に当たっても状況が分かっていないと困ると思うので、そういったことを入れて、それが保護観察所の役割なのか保護司会なのか分かりませんが、元データは保護司会にあるわけですから、

それを先ほどのデジタル化でちゃんと適宜見えるようなものに、現状なっていないのであれば、それを整備する必要があると思いますし、別に名前が必要なわけじゃなくて、バランスが見られるようにデータが取れるような環境整備をしていただきたいというふうに考えます。

倉吉座長 今の点ですが、ここは上限年齢を撤廃するということについて書いているので、上限年齢を撤廃してしまうとみんな年寄りばかりになると、そういうところがあっても困るから、それは年齢のバランスにと書いているんですよね。ここはそれだけの意味なので、むしろダイバーシティとかそういうことも含めて、いろいろ調査をして常にやっていこうというんだったら、もうちょっとほかのところかもしれませんね。御指摘としてはよく分かりました。

横田構成員 分かりました。ありがとうございます。追記箇所の場所が違えば、そこはそこで工夫いただいてもいいかなというふうに思います。

次は14ページの(1)の一番最後の文ですが、これも同じ文脈です。「不断の見直しを図ることに留意すること」と、何て弱気な文章なんだというふうに思っていて、留意を取るなど断言しても、13ページの方で、さっきおっしゃっていた33ページにも不断の見直しをすることを書いているので、ここは留意って要るかなというふうに思っていたりします。

それから、25ページの(19)の男女共同参画の関連のところを追加されている点です。女性を増やしていくべきだというところは大賛成ではあるんですけども、私、これまで申し上げてきたとおり意思決定機関、理事会の男女バランスとか年齢バランスが非常に重要だと思うので、保護司のバランスだけではなくて、保護司会の理事会におけるダイバーシティも重要だというふうに思っています。さはさりながら、そもそも女性保護司が少ない、若手の保護司が少ない中で、その構成バランスをとるのが難しいというのは理解は、現実問題としてあると思いますので、例えば、(19)の2行目、女性保護司を増加させていくことが求められるの後に、併せて「理事会においては所属保護司の声を定量・定性的に常に把握し議論を行うこと」とか、そういう現場の声をちゃんとバランスとった形で取り上げたものをちゃんと議論に反映させることだったりとか、さらには意思決定を行う理事会におけるダイバーシティの確保に努めることというのも追記をしてもよいのではないかなというふうに考えております。

次が、23ページ目のところは、報酬制ですね、文面としては着地しているんだというふうには思いますけれども、不断の見直しはこの点もやはりいずれは出てくるであろうという

ことをちゃんと一文追加しておいた方がいいのではないかというふうに思っています。なのでこれも、例えば後ろに、「また、今後の担い手となる、特に若手の現役世代や担い手候補の声も定期的に収集し、社会情勢に合わせた妥当な判断ができるよう議論することが重要である」とか、そういった文言が加えられないかというふうに考えております。

正直、今回の見直しについて、こちら辺でとどまっているかなというふうな印象を持っていて、ラジカルな言い方をしてしまうと、高尚な保護司の精神、今の現状の保護司の方々が大事にしたいことを大事にすることは、とても私も共感しておりますけれども、それによって保護司が絶滅危惧種になる可能性もあるということも御理解された方がいいのではないかというふうに思います。先ほど柳川構成員が、学校の先生でさえ再任用してやっていかなければいけないという状態で、もう人材の奪い合いがあるということは間違いないので、場合によっては別の形での更生保護ということの枠組みを、座組みを作らなければいけないとかいう可能性もある中で、自分たちがどうありたいのかというのは、やはり継続的に見直すべきかなというふうに思っております。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございます。趣旨はよく分かりました。

それでは、山元構成員は付け加えて何かありますか。今のを踏まえた上でもいいですが。

山元構成員 手短にちょっと付け加えさせていただきたいと思います。先ほど宮川構成員からお話があった、商人が減っているということなんですが、それは一つ、商店街の在り方が変わってきて、シャッター商店街みたいになってきて、商店主が減っていることも一つ、大きな原因です。保護司会を運営していくに当たって、特定の職業ですとか特定の宗教とか特定の団体に偏らないようにしていくというのは非常に大事なことで、そこは非常に神経を使っているところです。

私からは、25ページの(17)、(18)辺りなんですが、ボランティア休暇制度とか労働時間等見直しガイドライン、あるいは雇用主の協力を得てということなんですが、こちら辺のところについてももう少し何かインパクトがないと、経営者にとっては、保護司活動をしてもらうことに対してメリットがないと、やはり従業員を雇用していて、その時間を奪われるわけですから、なかなかそういった理解を得るのが難しいこともあって、何かそういうインパクトのある制度というか、税制上の優遇措置等々も更に認めていただくとかそういったことがないと、このまま通り過ぎていってしまうとか、余り採用してもらうのは少ないかなというふうな印象があります。

それからもう一つ、これはやはり保護司会で問題になっているのが、保護司活動に積極的に関与して保護司会に積極的に参加している方と、そうでない方が、モチベーションが低い方がどうしても出てきてしまって、そこをどうしていくか、モチベーションの低い方をどうやって高くしていくかというところもまた考えていかなければいけない、これは保護司会内部でも考えていかなければいけない問題かなと思っているんですけども、そこも非常に大事で、機関車でいうと、新幹線がなぜ速いかという、全ての車両に駆動がついている、先頭で引っ張っていく機関車と違って、みんなが駆動をしていけば、よりパワフルになっていくので、そこら辺も何か工夫していく必要があるかなと思っています。

それとあともう一つ、26ページの(23)ですね、国際更生保護ボランティアの日、これができた意味というのは非常に、私自身も参加させていただいて、非常に意義が大きいかなと思っています。どういうふうに意義が大きいと思っているかという、やはり世界から見ても保護司というのはどうなんだというところで、大変評価が高いんですね。これは自慢とかそういうことではなくて、非常にこの保護司という制度自体に対する評価、あるいは最初は理解していただけなかった国々も、いろいろアジア極東犯罪研究所の努力とかにもよって、世界的な位置付けになってきているということは非常に大きいのかなと。私、何が言いたいかというと、これに非常に食いついてくるというか、若い方、学生が、非常にここに関しては興味を示してしまっていて、非常にこういうことに対して理解を持って、いろいろ知りたいというか、そういったところもありますので、こういう国際更生保護ボランティアの日というのは一つの突破口になるのかなと私自身は思っています。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございました。

それでは、柳川構成員、お願いします。

柳川構成員 10ページの職務内容の2の在り方なんですけれども、今まで私がずっとお話ししてきた、やはり2本の柱で、保護観察や生活環境、そして保護司会の地域活動、要するに職務内容の在り方についてですが、ますますこれから、大津の件も含めて、事件数も減ってきて、それから、専門の新任の観察官や経験の少ない観察官もこれから結構増えてくると思うんですよね。やはり本省の方でしっかりと観察官教育をしていただきたいと思います。やはり基本的に我々を指導してくださる観察官をきっちり将来的に育てるような、本省の方で仕組みをとっていただければ、事件数が減って保護司が減っても、決して緩むものではないと考えております。

それから、赤字の中で被害者支援のことも今回入っているんですけども、一昨年、法改正もあり、やはり被害者支援でしょく罪を、きちんと被害弁償していかなければいけない。やはりそういったことをいかにできるかという研修も本省の方でしっかりとやっていただきたい。被害者支援と簡単に言っても非常に厳しいものなので、その点を含んでいただきたい。

あとは、やはり本来の保護司会の在り方というものもこれからきちんと捉えていかないと、時代の流れにやはり保護司会がうずもれていってはいけないなと思って、保護司会活動がきちんとできるような体制作りも考えていただきたい。

以上2点です。

倉吉座長 ありがとうございました。

宮川構成員をお願いします。

宮川構成員 BBSを入れていただいているのは有り難いと思うんですけども、本当にBBSがちゃんと全国で成り立っているのかというのは確認するのと、活動が停滞ぎみであれば、ちゃんと支援していかなければならないと思いますし、ちょっと今度四国でやる事業についてはBBSがもっとほかの団体に頼ればいいのか、こういうところはこういうところに頼んでみたらいいんじゃないのというところできていない状態だったので、そのBBSを管理する上の人の問題もあるかもしれないんですが、特に大学生なんだったら、もっといろいろな社会のいろいろな団体、会社とつながっておくべきかなと思います。

もう1個、保護司が頼れる場所というのがあった方がいいというか、保護司に寄り添ってくれるものも必要だと思います。今こういう問題もあって、なので、保護司と保護司の家族、その周辺の人たちが何かあったときに倒れるもの、保護司会ではなくて、もっと全国的にとか、特に今からの子たちになると、もうLINEでちょっと話ができるとかそういうレベルでいいと思うので、あった方がいいんじゃないかなと思います。

倉吉座長 分かりました。

それでは、杉本構成員、お願いします。

杉本構成員 いろいろ修正していただいたものを読んで、さらさらと読んでしまったところはあるんですけども、何となく全体的に、今までもやっていないわけではなさそうな、何かきつと取組としてあるんだけど、もうちょっと力を入れられたらなというところが加わってきたようなイメージを持って最終的に読ませていただいたところなんですけど、元に戻って、保護司をやってみないかと誘うときに、どういうことが盛り込まれているといいのかなというところ、そこが多分話の原点としてあったと思うんですけど、安全なのかなという不安

だったりとか、あと、ボランティアなのはいいけれども、自分が持ち出しが多くてマイナスになるということであると引き受けづらいとか、あと働きながらできるのかなというようなところ、そこがこの中でどのくらい今までよりも説明できるようになるのかなというのが、最終的には現場で周りを誘うということになったときに生かせるところになってくるといいなというふうには思っているんです。

処遇活動の中での多くの不安とか課題を解決するに当たっては、やはりもう最終的には保護観察官の人数が増えるということが結局はすごく大事なのかなと思っていて、やはり私の地区ですと60名ぐらいの保護司が、こんなことをみんなが一斉に主任官に聞いたり頼んだりしたら、とてもじゃないけれどもできないよなというのは、保護司がもう自発的に思うことであって、観察官や主任官に嫌な顔をされたり断られたりということでは決してないんですが、やはりいろいろな細かいところの、ちょっと不安だなとか、これはもしかしてリスクがあるかなとかということに関してぱっと相談できたりするというのが、すごく今後やりやすく、安全にやっていくというのは、そこに対して大事なことについてすぐ相談できる、しても負担じゃないだろうと思えるというところは、もう保護観察官の増員というところに尽きるのかなというところが実は思っているんで、そこが強く今回伝わっていくといいなというふうに願っているところです。

あとは、先ほどから出ていた保護司の構成の職種なんかで言いますと、やはり私の保護区でもすごくいろいろな方がいらっしゃって、先生も多いですけども、弁護士の方も結構いらっしゃるし、元刑務官という方もいらっしゃったりとか、本当にいろいろな職種の方がいらっしゃって、それぞれが対象者との接し方もすごく、自分の背景を基に接していて、寄り添い型だったりとか、割ときっちり指導するよという方だったりとかいらっしゃって、それをどういうふうによく生かしているかという、やはりそれも主任官がうまく担当を合わせているような感じがあるので、そういったことも、いろいろな職種の保護司がいる中でうまく合わせていくような、そういうようなことというのも主任官の采配というか、余裕がある中でやっていただけると、より処遇活動もやりやすいのかなというふうに思ったりしています。

あとは、難しいのがやはりデジタル化は、私なんかはH@ができたときから、もうすぐにそれ使いたいなと思いましたけれども、やはりそれでやらなければいけないんだったら本当にやりづらいという方々もいらっしゃるという、そういう中でどうやって進めていくのか。やはり職場でしたら、もうこれに切り替えるからこれねという感じで、絶対に学んで覚えて

いかなければという雰囲気が出ると思いますが、やはり保護司会の中で言うと、私はそれを使わないで済む方法でやらせてくださいというような方も当然しばらくはいらっしゃるかなというふうに思いますし、そこのどちらでも可能なというのをどの辺まで許容していくのかというか、そこが多分移行していくに当たってはすごく課題になっていくんだらうなというふうにイメージはしています。そこを何かうまくできるといいんだらうけれども、というふうには思いますね。

そして、最後になりますけれども、私自身今回すごくいろいろ、自分が余り考えないまま取り組んでいたなと思うことも、皆さんの御意見を伺ったり、自分で少しでも調べてみたりとかいう中で、私がやはり支えられているものって、もちろん保護司会の先輩方の生き様みたいなものもすごくすてきだなと思って見ているところもあったりしますけれども、やはり本当にずばり、私が保護司を続けられているのは保護司制度があるからだというふうに思っただけですね。保護司制度にやはり支えられているというふうに気づいたところがあって、やはり辞めようかなと思った人たちも、保護司制度に助けられて辞めないで済んだりとかするものに、もっともっとなっていくといいなというふうに思いました。ほかのボランティアではなかなかないような感覚なのかなと思います。国の制度を支えるということもあるけれども、自分たち自身も、それで守られている、何で辞めようとは思わないかという、やはり保護司制度があるからだというのがすごくあるんですね。なので、余り気にしていなかった部分ではあったんですが、今回本当にこれに関わらせていただいて、すごくこの制度そのものがあることがまず大事で、不安になったときに助けてくれるものであってほしいというふうに思いました。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございました。

野見山構成員、お願いします。

野見山構成員 私はずっと見ていて、やはり社会的認知度の向上と広報の在り方というところを、10項目ほどあるんですけども、この報告書に書くということではできないかもしれないですけども、もっと具体的に、実際こういう事例なんかが今、私たち保護司会はこういうことをやって向上に努めていますよみたいな、そんなことを資料でも作ってもらいたいな、そういったものが欲しいなということを強く感じました。

倉吉座長 今言われた10項目というのは、前回お話しになっていたことですか。

野見山構成員 はい、そうです。具体的な何か事例みたいなものがないかなと、私たちも努力が

不足しているなということは思いながら読んできました。

倉吉座長 ありがとうございました。

それでは、小西構成員、お願いします。

小西構成員 ありがとうございます。この報告書案を頂きまして、一通り細かく拝読させていただきました。その中で、細かい点なのですけれども、課題事項に対する保護司の主な意見に関しても、この報告書に掲載する以上、結構誤字脱字とか表現上ちょっと不自然な箇所があったので、直した方がいいのではないかなと思ったのがあります。

それも含めて、前の方から見ていきますと、例えば5ページ目の一番下、自薦者への対応の3番目の点ですかね、「自薦の場合は、その人となりが分からないので、保護司会としても、その人を保護司候補者として推薦すべきか判断に迷ってしまうので」という、「ので」が2回続いて不自然なので、前の方は、例えば「ため」にするとか、「分からないため」に直す必要があるのではないかなというの、5ページ目のところで気になったところです。

倉吉座長 これは全国の保護司の皆さんから聞いた意見なので、その文章をそのまま挙げているのかもしれませんが。

小西構成員 明らかな誤字みたいなものもあるんですよ。例えば、かかわらずを「関」にしてしまったり、それを報告書で載せてしまうのはどうかなというのがあります。なので、そういうところはちょっと変えてもいいのではないかなという、趣旨が間違っていなければですね。

7ページ目、これは内容的な面なのですけれども、7ページ目の今後講じていく施策等の(3)で、先ほどの山元構成員のお話しされていた予備登録とかにも関わるところかなと思うのですけれども、これに関して仮称でもいいので、何か呼称みたいなものを付けた方が分かりやすいかなと、例えば、保護司候補、予備候補登録者とか、あるいはもっと開いてでも、更生保護サポーターとか、何かこういう対象者の方、つまり登録をして情報提供するということで、保護司の方の予備要員というんですか、そういうようなことで、何か分かりやすく一言ここに書いておいた方が、報告書を読む上でも、あっ、こういう制度が今度検討されるのだなというので、いいかなというふうにも思いました。

あと、こういう方について、「理解・協力を」というようなところに含まれるのかもしれないですけれども、何か、例えば社明運動にも参加していただいたりとかというようなことも得られればと思うので、「理解・協力・参画を得られるよう情報提供すること」とか、例えばそういうふうな形で、何らかの形で継続的に更生保護の諸活動にも関わるときには

関わっていただいて、またいずれ保護司として委嘱されるようにつながっていけるようにというふうなことで、（３）については書かれていかれるといいのではないかなと思いました。

続けて、１４ページ目ですが、細かい点なんです、今後講じていく施策等の（２）の５行目、「保護司会の事務負担軽減等保護司が」というのは、「等」の後いきなり「保護司」というのは分かりにくいかなと思うので、読点を入れるか、あるいは「軽減等により、保護司が処遇活動と地域活動に専念できるような」という形で加筆するか、した方が分かりやすいかなと思いました。

続けて、１７ページ目の現状認識の３段落目のところの下から４行目の「インターネット上で実施できる保護司専用ホームページ“H@（はあと）”が」というところで、この「はあと」という読み方について、ここで初めて出るのですけれども、この報告書の１ページ目のところで、読み仮名なく「H@」という文字というのですかね、これが真ん中辺に出てくるので、読まれる方の読みやすさとか、ユーザーの方というのですかね、読まれる方を考えると、やはり先の方にこれは入れておいた方がいいのではないかなと思いました。それが１７ページ。

次、１８ページ目のところで、課題事項に対する保護司の主な意見①会費・実費負担の軽減の三つ目の点の「関わらず」が、漢字だと別の漢字になりますし、ほかの箇所は平仮名で書かれているので、ここも平仮名で「かかわらず」とした方がいいかなと思います。あと、その後の、「なぜ自分たちがその経費の一部負担」、これは「一部を負担」というふうにした方が、これも話された方の趣旨が正確に伝わるのではないかなと思います。

続けて、次の１９ページ目の報酬制の導入の点の下から三つ目ですかね、「報酬制には反対」というところの３行目、「現実合わない旅費計算されて」は、「旅費計算をされているとき」ですかね、これも「を」を入れる必要があるかなと思いました。

次、２０ページ目の保護司実費弁償金の充実の記載内容のうち、デジタル化の推進と書いてあるところの下から三つ目の点のところ、４行目に「図ることとで」と書いてあるのは、「図ることとで」ですかね、「と」を１個取ってしまった方がいいのではないかなと思います。あと、このデジタル化の推進のところの３行目の「文書やフォーマットの統一化や各種手続き」、非常に細かいのですが、すみません、「手続き」の送り仮名、ほかのところはないですし、通常は入れないので、「き」は取ってしまう必要があると思います。

あと、２１から２２ページ目にかけてのところ、２１ページの一番最後の文なのですが、「例えば、保護司組織活動費の請求方法に関して」ですかね、「を」が続けて何か所か出て

きて、ちょっと意味が通じづらいので、「に関して保護局や地方更生保護委員会において」というふうなことで書き換える必要があるかなと思います。

次、25ページ目、これは内容のところで、25ページ目の一番上、保護区の在り方で、これは先ほどの宮川構成員の話にもあって、以前も宮川構成員が話されていたところで、自分もその点ちょっと思うのですけれども、やはり保護区の在り方も、例外的なものであったとしても、保護区単位に縛られないというのですかね、より柔軟な保護司会も認めていく余地もあっていいのではないかなと。人々の活動が流動化していったりとか、社会の変化を踏まえると、そういうふうな新しい組み方を認める余地というのですかね、以前もお話ししたような、例えばBBS会だと学域あるいは職域みたいなことが区分としてあるように、職域のようなものとか、何か新しい組み方も認める余地があっていいのではないかなと思っています。それがこの部分に関してです。

あと、最後ですけれども、34ページ目の、これも極めて細かいところで恐縮なのですが、現状における補償制度のところの3段落目の、つまり一番最後の行ですけれども、「保護司家族等に対する」というところで、ほかの箇所を見ると「保護司の家族」という表現をこの報告書ではしているので、ここも「の」を入れた方がいいのではないかなと思います。細かいところばかりですみません。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございました。

それでは、清永構成員、お願いします。

清永構成員 よろしく申し上げます。修正御苦労さまでした。私からは1点だけ、思ったことをちょっと述べたいと思います。欠席した回もあったので、議論に参加できていなくて、入っているのかもしれませんが、9ページの(15)で新しく書き加えられたところで、国際化のところがあります。たしか保護司法は国籍条項はないと認識しております。だから、多分これは外国籍の人が入らないことについては当然の法理と呼ばれるものなのだろうと思います。しかし、一方で保護司はボランティアとしての色彩が強いことを考えると、外国籍の人も認める余地は本来あるのではないかなとも思っております。

この会は大きく見ると、保護司の方をどうやって広く迎え入れるかということを議論するはずなのに、ここの部分だけ何となく締め出している印象を受け、全体の会の議論とは逆ベクトルになっているように感じました。とりわけ、その文章に、公権力の行使に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とするものと解されていることを踏まえつつという部分

は、外国人は入れませんと明言しているように思えて、正直に申せば、やや不快です。

ここはちょっと今日、事務局の方にせっかくなので聞いてみたいと思っておりますが、この（１５）の記述に関して申し上げれば、例えば地域活動をして、人格、意欲ともに優れている人がいて、その人が外国籍であるがゆえに保護司になれない事態は、できれば避けた方がいいのではないかと感じています。そう考えますと、この書きぶりを仮に維持するとしても、どこかに「外国籍の方も含めて」という言葉を入れられれば、入れる方が望ましいのではないか、その点は、今後の国際化を踏まえて考えたときには、向かうべき方向なのではないかというふうに思いました。入れるとしても、一言入れることになる範囲です。一方で、これが難しい問題を含んでいることも認識しております。

以上ですが、事務局には外国籍を持つ人が保護司の委嘱を受けた実績について、もし分かれば教えていただければ。

倉吉座長 事前に話すと、ここは今福さんがたしかお話しになった、その内容をそこに書いていると思うので、日本国籍を必要とするという前提で話しておられたかどうか僕もよく覚えていないんですが、その点も含めて事務局お願いします。

中島企画調整官 事務局です。原則としては、保護観察というまさに公権力の執行を担うという部分でございますので、これはまさに清永構成員がおっしゃられたとおり、当然の法理ということで、外国籍の方は保護司になれないという整理でございます。他方で、現実的には、例えば、外国籍を有する方の配偶者の方が日本人という場合がございます。夫であったり妻であったりというのがございます。そういった方を保護司として委嘱をして御活躍いただいているというケースはございますので、現実的にはやはりそういったところからそういった方々の御協力を得ていく、また、そういった方々に保護司になっていただくと、そこら辺から少しずつ国際化への対応というのを進めてまいりたいと、そういう趣旨でございます。

清永構成員 ありがとうございます。私は外国籍の保護司をもっと認めてほしいと思っておりますが、制度論を最終盤のここでやってもどうしようもないところもありますので、見送ります。ただし例えば一つは書き方を、何か排除しているようにしない書き方にして、なおかつ、例えば外国籍の方についても何か、支援役みたいな、どちらかというの間口を開けている方向にすることは、可能ではないだろうかと考えます。ここだけ何だか、今福さんの思いともちょっと違ってしまっているのではないかというふうに受け止めました。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございます。考えてみる価値があると思います。検討させてください。

それでは、川出構成員、お願いします。

川出構成員 私からは、23ページの(2)と(3)について、内容をもう少し明確にした方がよいのではないかという観点から意見を申し上げたいと思います。この(2)と(3)は20ページに挙がっている保護司の方からの意見を踏まえて記載されたものだと思います。そのうえで、まず(2)については、必要な支援を充実するとされていますが、これは現在支給されている保護司組織活動費を拡充するということなのか、それとも、それに加えて何か新たな支援ををすることが意図されているのか、この記載からではよく分かりませんので、その点を明確にした方がよいのかなという気がします。

といいますのも、(2)では、保護司が果たす役割の中で地域活動の比重が増し、その重要性も増しているということを特に指摘したうえで、必要な支援をするということになっていますけれども、20ページの記載では、地域活動だけではなくて、保護司会の運営のための事務量等が増加していて、その部分についての手当ても求められていますので、(2)がそれを受けたものだとすると、必要な支援とは具体的に何を意味しているのかをはっきり書いた方がよいと思った次第です

それから、次の(3)ですけれども、前半の、「持ち出し」に関する分析を行い、できる限りそれを軽減するということはよいのですが、その後の、「若手からベテランに至るまで幅広い年齢層の保護司が」という部分と、最後の「保護司実費弁償金の充実を図る」という結論がどう結び付くのか、よく分からないところがあります。これについても、20ページに挙げられている意見などを見ますと、保護司さんの年齢によって、実費弁償の対象の捉え方が異なるので、それを踏まえて実費弁償金というものの中身も変わってくるという意味なのかとも考えましたが、よく分からないところがありますので、言葉を補っていただく必要があるように思います。年齢層によって何が違っており、それを踏まえると、どのように保護司実費弁償金の充実を図るべきことになるのかということを、明確にしていいただければと思います。

以上です。

倉吉座長 今の方後は、私も誤解しているかな、ベテランの人は余りお金にこだわらないけれども、若い人はやはり払うものはちゃんと払ってよと言いたくなるんだと、だから若い人たちの気持ちを引き付けるためには実費弁償金をちゃんと充実すると、中途半端になあなあでやらないで、というようなニュアンスかなと、思ったんですが、事務局はこの点はどうですか。

中島企画調整官 今まさに座長からおっしゃっていただいたような趣旨ですけれども、川出先生の御指摘も踏まえて、また文章を考えたいと思います。

倉吉座長 ありがとうございました。

井上構成員、お願いします。

井上構成員 読ませていただいて、非常に読みやすく、今までの議論の内容を分かりやすく取りまとめていただいたと思います。小さい部分で3点ほど、コメントさせていただきます。

2ページ目の一番下の大津事案の書き方なんですけれども、最後のところですね、「この事態を受け、本検討会において、急遽、持続可能な保護司制度の前提条件ともいべき保護司の安全確保についての議論を行った」という、事実の記載なんですけれども、これだとしてごくあっさりしている感じがしました。この後に、保護司の安全確保についての文章がありますので、ここはそこと同じように、最後の2行目の後半部分の書き方なんですけれども、「保護司の安全確保に関し早急に取り組むべき点についての議論を行った」というような書き方の方が、しっかり検討をしたということが伝わるのではないかというふうに思いました。

2点目は、これは先ほど議論になった9ページの外国の方についてのお話をお伺いしていて気づいたことです。当初は余り疑問を抱かなかったんですけれども、(15)で、「外国にルーツを持つ者」という書き方をしているんですけれども、私がいろいろな組織の方と接触している中で、当然、外国人の方で日本国籍を取られた方がいらっしゃるわけです。そういう方もこの「外国にルーツを持つ者」に入ってしまうので、その方は排除していないわけですので、ちょっとこれは広過ぎるのではないかと思います。どちらかといったら、外国にルーツがあつて日本国籍を取った方には、今日の議論もそうですけれども、なるべく入っていただいて、翻訳だとかいろいろなお手伝いをしていただきたいという、そちらの方ではないかと思しますので、この「ルーツを持つ者」の書き方を御検討いただいた方がいいのではないかというふうに思いました。下から2行目のところに、「ルーツを持つ者との共生について」とかありますが、既に共生されている方も多数いらっしゃるわけなので、ここの書き方は検討していただきたいと思います。

3点目に最後のところなんですけれども、区割りの話のところ、ほかの方もおっしゃっているんですけれども、25ページの(15)のところ。区割りに関しては、サポートセンターの場所、その区域の境目辺りにあるサポセンが使いづらい場合、区域を越えて利用したい、そういった話もありますので、そういうことも含めて区域の在り方を見直すこと自体は私はいいと思うんですけれども、見直す中で多分、ここは区域を一緒にするほどではな

いというグレーゾーンが出てくると思います。そのグレーゾーン対応についても書いた方がいいのではないかと思います。対応方法としては多分、「区域の連携」になると思います。区域の見直しとともに「連携」、A地区とB地区は一つの区域にはできないんだけど、いろいろな連携を組んで活動した方がいいのではないかと思います、多分次の検討の中で出てくると思います。「連携」というような仕組み、もしかしたら「連携」というのは全区域に関して言えるのかもしれませんが、そういった部分をこの（15）の中にも入れ込んでおいた方が、後々整理するときに整理しやすいし、実態の活動においても、その方がやりやすくなるのではないかと思います。

以上、3点です。

倉吉座長 ありがとうございました。

私も1点、これは気にしすぎかなと思うんですけども、8ページです。後にも再掲されている8ページの（11）、保護司の家族においては、不安や負担を感じつつも、保護司活動が円滑に実施できるように云々と書いてあります。最初の4行なんですけれども、家族は保護司活動の協力者というべき存在であると。これは最初に保護司になりたい人に話を持っていくときのことを話しているんです。家族も御不安でしょう、負担があるでしょう、だからこちらにも説明しますよということを、余りこの最初の4行で強調すると、「えっ、保護司ってそんなに大変なのか」と思われそうな気がするのです。

それから、今、家族の在り方というのはすごく変わっていて、例えば夫が、妻が保護司になると言っても、「いいよ、やりたいんだったら好きなようにやって、でも、俺を巻き込まないでね」とか、あるいは夫が保護司になるというときに、妻や子供が、「お父さん、そんな立派なことをやりたいんだったら偉いと思うけれども、私たちは関係ないからね」と、そういう人だっていそうな気がする。それも個性で、各人の生き方を認める家族の在り方の一つじゃないかと思うんです。

そのときに、保護司活動の協力者というべき存在であるという言い方までしてしまうと、何だか押し付けがましい感じがする。言っていることは間違っていると思わないですが、この最初の4行は取ってしまって、要するに、家族の負担や不安があることは、わかると思います。保護司という仕事は大変ですから。でも、ボランティアですよ。例えば警察官とか自衛隊員とか、それから消防署員なんかになる人がみんな、まず家族に、なんて言いませんよね、危険な仕事だけれども。それはやはりボランティアであるがゆえに、かえって大変だよという気持ちがある、そういう意図が込められているということはよく分かるし、これ

までの皆さんの意見でもみんな一緒だった、私も同じことを言っていたんです。

でも、文章になってみるとどうしても引っかかって、それで最初の4行を削って、それから下の方の、「保護司候補者のみならず、その家族の参加も得ながら」と書いていますが、これは「希望する家族の参加も得ながら」ということで十分いいのではないかと。それから、下から3行目に「保護司活動の協力者である家族が」と書いていますが、これも協力者という言い方を決め付けてしまうのは行き過ぎのような気がするので、「保護司の家族が互いに意見交換できるような」と、これでいいのではないかなと思うんですが、どうですか。特に御異論がなければ、ちょっと表現ぶりはまだ考えますけれども。

柳川構成員 座長が言われるように、私も60人ぐらい今まで言葉をかけて、実際に保護司になってもらったのが20人。旦那が保護司になるので奥さんに更生保護女性会に入りませんかと言ったら、何で入らなければいけないのと、お父さん、保護司を辞めてくださいといって断るケース、また逆のケースも、今座長が言われたとおり、要するに家族を巻き込まないでといって保護司を断られるケースが約80%です。やはり一番のネックになっているのが家族の協力者です。

倉吉座長 僕も今聞いて思いましたけれども、私が仮に保護司になると言ったときに、私の妻に、あなた更生保護女性会に入らないかと言われたら、余計なおせっかいだよと言いたくなる、僕の感覚はそうなんですよ。むしろそういう人方がこれから増えてこないかなと思うんです。今の話は非常に参考になりましたね。

柳川構成員 やはり今の家族関係で、夫と妻って結構すみ分けができてしまっているのだから、その点は私は問うことはないのだから、じゃ、申し訳なかったね、今回保護司はできないのだから、何年かたって気持ちが変わったら保護司になってくださいねとやんわり話をするんだけど、本当に座長はいいところ突いていますよ、一番の成り手がないのが、やはり家族関係で、嫌だよとどちらかが言うと、辞退します。書類を書いて提出する寸前まで、前日に、柳川さん、悪いけど辞退しますって結構ありますよ。

横田構成員 今回の文脈が、事件のヒアリングの延長線上であるので、完全に消し切れるかは考える必要がありますが、うちも、どうぞ好きにやってくださいというタイプの家なので、そういう意味で言うと、もう少し表現を和らげる手はあると思います。

倉吉座長 では、ちょっと検討させてください。まだ時間ありますから。

最後に、保護局長お願いします。

押切保護局長 毎回そうですけれども、今回も構成員の皆様方の御意見は大変勉強になりました。

た。御意見を踏まえて事務局の方で修正案を出させていただくことになろうかと思います。

1点だけ、構成員の方々のお話を聞いている中で、先般の大津の事案で亡くなられた保護司の方のことをとても思い出しておりまして、その方は、保護司のような支援者を支援する仕組みというのが重要なんだということで、県内にいろんなネットワークを作って、保護司の方々を支えられるようにしていこうということをなさっていました。法務省としても、そういったネットワークを作るために、例えば、まだ全国3か所ですが、更生保護地域連携拠点事業などの事業を民間のお力も借りながら進めておりますが、先ほどから出ている、保護司が一番頼れる場所というのは、やはり保護観察所だと考えておりますし、そうならなければならないと改めて感じたところです。保護観察官は、保護司の方が何かちょっと心配になったとき、不安になったとき、困ったときにすぐ相談に乗れる、そして、それに対して助言なり対応なりの支援ができる、一緒に考えることができるという、そういう体制が大事だと思っております。今も一人一人の職員ができる限り精一杯やっているといますけれども、更に体制を整えつつ、保護観察官の専門性を高められるような、そういったマインドを高められるような研修等も大事だと思ったところです。

私からは以上です。

倉吉座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次回の第13回検討会は、9月27日金曜日となっております。いよいよ報告書案を取りまとめるということになりますので、よろしくお願いします。

長時間にわたりお疲れさまでした。ありがとうございました。

—了—